

# 伊佐市第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年9月18日(木) 午前9時02分から10時10分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (17人)

会 長	21番委員			
会長職務代理者	20番委員			
委 員	1番委員	3番委員	4番委員	6番委員
	7番委員	8番委員	9番委員	10番委員
	11番委員	12番委員	13番委員	14番委員
	16番委員	17番委員	18番委員	19番委員

4. 欠席委員 (3人)

欠席者	2番委員	5番委員	15番委員
-----	------	------	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

14番委員	16番委員
-------	-------

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	農地振興係長	農地振興係書記
------	--------	---------

開始時間 午前9時 02分

事務局 長 おはようございます。只今より、平成26年度第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議 長 皆さんおはようございます。  
本日は、2番委員、5番委員から研修の為欠席届が出されております。  
また、15番委員から体調が悪い為欠席届が出されております。  
本日の出席人員は17人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。  
本日の議事録署名委員を、指名いたします。  
14番委員と16番委員に、お願いをいたします。  
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告について、報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして報告をお願いします。

事務局 報告「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。  
資料の1～3ページになります。  
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が9件、農地法第3条の解約が1件ありました。  
なお、整理番号1番・2番と4番・5番は貸人と借人とも同じ組み合わせですが、設定期間が異なるため行を変えてあります。  
また、4番・5番につきましては設定期間が10年と長すぎるということで短く設定し直してあります。  
以上、ご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。  
委員の皆さん質問はありませんか。  
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議 長	<p>議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。</p> <p>事務局の報告を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定のうち所有権移転分について説明いたします。</p> <p>4ページをお開きください。</p> <p>整理番号1番につきまして、譲渡人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのNM氏です。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのKT氏で、年齢は34歳、自治会は築地下で、経営面積は164,442㎡です。</p> <p>土地の所在地は、菱刈川北字郷原、地目は田で、面積は1,153㎡と、菱刈川北字蔵園、地目は田で、面積は、1,492㎡です。</p> <p>整理番号2番につきまして、譲渡人は、霧島市隼人町松永にお住まいのNY氏です。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのNH氏で、年齢は35歳、自治会は築地下で、経営面積は145,503㎡です。</p> <p>土地の所在地は、菱刈川北字宮前、地目は田で、面積は、1,475㎡です。</p> <p>整理番号3番につきまして、譲渡人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのNM氏です。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのNH氏で、年齢は35歳、自治会は築地下で、経営面積は145,503㎡です。</p> <p>土地の所在地は、菱刈川北字町口、地目は田で、面積は、3,539㎡です。</p> <p>いずれも、あっせん委員としまして、1番委員、14番委員にお願いいたしました。</p> <p>同じ集落内ということで、難儀をされたようです。</p> <p>続きまして、利用権設定につきまして説明いたします。</p> <p>7-1ページの総括表をお開きください。</p> <p>期間は1年7カ月から15年1カ月で、面積は、田、9,796㎡、畑、7,786㎡の合計17,582㎡です。</p> <p>利用権の設定をする者の数8人、設定を受ける者の数6人です。</p> <p>土地の明細につきましては、5ページから7ページの整理番号1番から9番のとおりです。</p> <p>皆様のご審議方、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>只今事務局の報告が終わりました。</p>

委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということですので、お諮りいたします。

議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。

よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

### 議案第2号

議

長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議

長

整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。

19番委員。

19番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る9月15日現地調査を行いましたので、19番が報告いたします。

申請人、KYさんは、伊佐市大口針持に居住され、自治会は山神で、年齢は65歳であります。

渡人のMMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、自治会は曾木で、年齢は77歳であります。

申請地は、伊佐市大口曾木字山神で、地目は畑、地籍は156㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は14,444㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅の庭先で、現況は何も作付されていない畑で、取得後玉ねぎを作付される計画です。

経営意欲もあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。

議	長	<p>19番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 整理番号1番について、19番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号1番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 4番委員。</p>
4番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る9月16日に、現地調査いたしましたので4番が報告いたします。</p> <p>申請人、KMさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は崎山で、年齢は68歳です。</p> <p>渡し人、MYさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は崎山東で、年齢は88歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口田代字四ツ枝、地目は畑、地籍は412㎡と、田代字崎山前田、地目は田、地籍は593㎡、田代字崎山前田、地目は田、地籍は883㎡の3筆で売買であります。</p> <p>受け人の経営面積は17,368㎡で、取得可能面積であり、農業従事者は2名で、通作距離は自宅よりは約1キロ位の所にあり、現況はKさんが耕作されて良く管理された畑と水田です。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図、委任状等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終ります。</p>
議	長	<p>4番委員の調査報告が終わりました。</p>

		委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということですので、お諮りします。 整理番号2番について、4番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。 13番委員。
13番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、9月14日に現地調査を行いましたので13番が報告いたします。 申請人で受人のSTさんは、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は下目丸で、年齢は71歳であります。 渡人SSさんは、鹿児島市清和1丁目に居住され、弟さんに贈与されます。 申請地は、伊佐市大口目丸字出吉原で、地目は田、地籍は830㎡であります。 耕作距離は自宅から550m位で、現在はTさんが耕作されており良く管理された水田であります。 受け人の経営面積は5,551㎡で、取得可能面積であり、農機具等も完備されておりました。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまます。
議	長	13番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということですので、お諮りします。

整理番号3番について、13番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。  
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議

長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数3について、3件の許可が決定しました。

### 議案第3号

議

長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

11番委員。

11番委員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外申出の意見決定について、整理番号1番について去る9月16日に、申請人NNさん立会のもと、12番委員・13番委員・私11番委員3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人NNさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は51歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈下手字五本松、地目は田で、面積799㎡です。

除外申請は、農振除外後5条申請にて資材置き場への転用申請予定です。

申請地の位置は県道48号線の菱刈から下手方面に向かって下手の1番の入口の道路沿いに位置して、現在はで転作田であります。

申請地の北は農道、南は県道48号線、東は自宅で、西は農道であります。

当申請は、具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われます。農用地区域外にある代替地の結果は妥当であり、代替地の検討結果も添付されております。

農用地の外周部に1辺が接続して、除外することで農用地の集団化や農作業の効率化への影響はないと思われます。

農用地域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われ  
れます。

申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが、事業完了後8年を  
経過しているため問題はないと思われれます。

また、除外されたと仮定した場合、申請地は第1種農地種団性のある  
農地に該当すると思われれますが、集落接続で転用が可能な見込みのある  
土地であると思われれます。

添付書類として、全部事項証明書、字図、その他必要書類がすべてそ  
ろっています。

当申請は、3名で協議した結果、除外はやむをえないと思われれます。  
委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 11番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
11番委員の調査報告のとおり、農業振興地域整備計画の除外申出の  
意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

#### 議案第4号

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並  
びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の  
報告を求めます。  
8番委員。

8番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並  
びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、16日に、私  
8番委員、9番委員、10番委員と申請人のMTさん立会のもと、現地  
調査を行いました報告いたします。

申請人MTさん伊佐市目丸に居住され、年齢は44歳、自治会は上目  
丸であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口目丸字日和、地目は畑、地籍は346

m<sup>2</sup>で、転用目的は農業用倉庫となっております。

申請地は、大口東小学校の南西約700m位で、申請者住宅の道路向かい位置して、現況は2階建ての農業用倉庫が建っております。

15年位前Mさん親子でタバコ耕作に新規参入されました、そのさい農地法の事を知らないままタバコ乾燥のため現在の農業用倉庫を構築してしまったとの事でした。

農地区分は、第2種農地であります。

建物の面積は1階が約163m<sup>2</sup>、2階が160m<sup>2</sup>で他は作業車の通路及び駐車場として使用、周囲の農地等への影響は、北側、東側は住宅、南側、西側は申請人の農地であり問題はないと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、建設当時の建築設計図、汚排水処理確約書、被害防除に関する計画書及び誓約書、字図 始末書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名で協議した結果、しかたないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議 長

8番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということですので、お諮りします。  
8番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数1件については、意見の決定並びに許可及び諮問1件が決定しました。  
ここで、しばらく休憩します。なお、休憩時間は5分程度といたします。

- 休 憩 9時22分
- 再 開 9時26分

議案第5号

議長

休憩前に引き続き会議を開催いたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

19番委員。

19番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番につきまして、去る9月16日、申請人のTYさん立会いのもと、5番委員、15番委員、私19番委員の3人で共同調査をしましたので、私19番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈南浦にお住まいのTYさんで自治会は、楠原上自治会であります。

譲渡人は、神奈川県横浜市緑区あおと町にお住まいのTKさんであります。

本申請は使用貸借権設定で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地の所在地は伊佐市南浦字楠原、地目は畑、地積は985㎡であります。

農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は九州電力変電所から北西へ2Kmに位置しており、南側は畑、東側は道路を挟んで畑、北側は道路を挟んで宅地、西側は畑であり道路沿いに接している事により周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書等が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よりしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

1番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>1番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><b>(全員挙手)</b></p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>4番委員。</p>
4番委員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る9月16日に申請人の代理人司法書士SNさん立会のもと、会長、6番委員と私4番委員の3人で共同調査しましたので私4番が報告いたします。</p> <p>譲り受人は、千葉県銚子市川口町二丁目の株式会社Iであります。</p> <p>譲り渡人は、伊佐市大口田代にお住まいのFHさんで、自治会は馬渡であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口田代字柳ヶ谷、地目は畑、地積は599㎡であります。</p> <p>申請は所有権移転売買であり、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は広域農道馬渡入り口を馬渡方向に1.5キロ位入った所で、南側は市道、東側は太陽光発電施設、北側は山林、西側は畑であり周囲に与える影響は無いものと思われます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は192枚、太陽光発電量は約48kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、位置図、字図、平面図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書、委任状等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。</p>
議	長	<p>4番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p><b>(「質疑なし」という声、多数あり。)</b></p>

議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>4番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><b>(全員挙手)</b></p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>16番委員。</p>
16番委員	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番につきまして、去る9月16日、申請人のKR氏立会のもと4番委員、会長、私16番委員で調査を行いましたので、16番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市平之町に居住されているKR氏であります。</p> <p>K氏は、株式会社SBの代表取締役でもあります。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されているFH氏、89歳で、自治会は馬渡であります。</p> <p>整理番号2番と同じ譲渡人で、申請地も道路を挟んで隣接しているところであります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口田代字柳ヶ谷、地目は畑、地積は2,123㎡であります。</p> <p>申請は所有権移転売買であり、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は広域農道馬渡入り口から馬渡方向に1.5キロ位入った所に位置し、東側は道路、北側は畑、西側は畑、南側は畑になっており、周囲に与える影響は無いものと思われまます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は80枚、太陽光発電量は約30kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、残高証明書、位置図、字図、平面図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、委任状等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。</p>

議	長	<p>16番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 <b>(「質疑なし」という声、多数あり。)</b></p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 16番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 <b>(全員挙手)</b></p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。 9番委員。</p>
9番委員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る9月16日に申請人のHNさんの代理として、施工業者E I S株式会社のYさん立会いのもと、8番委員と、10番委員、私9番の3名で共同調査いたしましたので私9番が報告いたします。 譲り受人は、伊佐市大口大島にお住まいのHNさんで、自治会は大島南で年齢は58歳であります。 譲渡人は、始良市加治木町木田にお住まいのHSさんで、年齢は86歳であります。 本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。 申請地は、伊佐市大口白木字久木谷、地目は田、地積は1,254㎡であります。 農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。 申請地の所在地は、羽月北小学校より北側へ200m位に位置し東は宅地、西は田、南と北は山林で周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は57枚、太陽光発電量は約15.11kwを予定しているそうです。 添付書類として、土地の全部事項証明書、地籍図、配置図、事業計画書、融資証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、施設認定通知書、委任状等が提出されております。 調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして報告を終ります。</p>

議	長	<p>9番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 9番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。 12番委員。</p>
12番委員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番について、去る9月16日、申請人の代理人行政書士KSさん立会いのもと、11番委員、12番委員と13番委員の3人で、共同調査いたしましたので12番委員が報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈前目にお住まいのHSさんで、自治会は新町であります。</p> <p>譲渡人、伊佐市菱刈前目にお住まいのHKさんで、自治会は本町であります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は資材置き場として使用するものであります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市菱刈前目字九町田、地目は田、地積は210㎡であります。</p> <p>農地区分は、第1種農地で集団性のある農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、菱刈中央病院から東へ30mの所に位置しており南側、東側、西側は雑種地、北側は市道となっております。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、委任状等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名で協議しました結果、やむをえないものと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。</p>

議	長	<p>1 2 番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 1 2 番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。 3番委員。</p>
3 番 委 員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る9月16日に申請人J-M株式会社、委任者行政書士SM氏立会いのもと、6番委員、20番委員、私3番委員3名で共同調査いたしましたので私3番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、東京都新宿区西新宿6丁目J-M株式会社、代表取締役TSさんであります。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈前目にお住まいの、IMさんで、自治会は前目宇都で、年齢は69歳であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫、地目は畑、地積は1,025㎡であります。</p> <p>本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>申請地の所在地は、菱刈徳辺に水間病院の啓明園がありますが、そのすぐ西側で、東側は宅地、北側は竹藪、西側は畑、南側は市道であり、周囲に与える影響は無いものと思われます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は216枚、パネル設置総面積2,876㎡の内農地面積1,025㎡、太陽光発電量は約49.5kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、事業概要、被害防除に関する計画書、被害防除に関する計画書、資金証明書、字図、位置図、委任状等が提出されております。</p>

		調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終ります。
議	長	3番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 <b>(「質疑なし」という声、多数あり。)</b>
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 3番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 <b>(全員挙手)</b>
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました
議	長	整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。 14番委員。
14番委員		議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る9月16日に申請人の代理人行政書士TR氏立会いのもと17番委員、1番委員と私14番委員の3人で、共同調査いたしましたので報告いたします。 譲受け人は、神奈川県横浜市金沢区福浦1丁目、株式会社TS代表取締役IN氏であります 譲渡人は、伊佐市菱刈川北にお住まいのMT氏で、自治会は小原松山、年齢は66歳です。 伊佐市菱刈川北にお住まいのTM氏で、自治会は山田中原、年齢は56歳です。 伊佐市菱刈川北にお住まいのMK氏で、自治会は山田中原、年齢は65歳です。 本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設するものであります。 申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字八ツ尻、他3筆で、地目は畑、地積は2,925㎡であります。 農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。 なお、事業全面積は9,100㎡で、48.9kwの発電所を10基で、パネル設置枚数は2,000枚を設置することになっております。

申請地の所在地は、湯ノ尾小学校から北東に1.5キロに位置しており、周囲の状況は、南側は市道、東、西、北側は山林となっており周囲に与える影響は無いものと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除に関する計画書、被害防除に関する誓約書、履歴事項全部証明書、会社の定款、資金証明書、通産省の許可書等が提出されております。

調査の結果この申請については3名の調査委員において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

14番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

18番委員

はい

議 長

18番委員

18番委員

この図面上の網掛けの部分は農地外だと思っておりますが、ここもパネルを設置される予定ですが、現況はどうなっているのですか。

議 長

14番委員

14番委員

網掛けの所は雑種地と一部が山林となっております。

18番委員

はい

議 長

18番委員

18番委員

雑種地は分かるのですが、現況はどうなっているのか、状態は如何なっているのか。

議 長

14番委員

14番委員

雑草が生えてはいますが、管理はされてあります。

18番委員

はい

議 長	18番委員
18番委員	雑種地の所に太陽光のパネル等は設置してないのですか。
議 長	14番委員
14番委員	雑種地の所にパネル等は何もしてないです。 Mさん、Tさん、Mさんの農地2, 925㎡と合わせて事業全面積は9, 100㎡の太陽光の事業申請であります。
18番委員	はい
議 長	18番委員
18番委員	雑種地の所の現況は如何なっているのかを聴きたいのです。
議 長	事務局説明をして下さい。
事 務 局	網掛けの所は菱刈金山の資材置き場として使用しておられましたが、現在使用されておりませんので、セイタカアワダチ草等の雑草が生えております。山林の方は杉等が生えております。農地は農地として、山林は山林として、雑種地は雑種地として管理されております。 また、パネルは全体に2, 000枚ほど設置するとことで、農地が何枚、農地以外の何枚と把握しておりません。 補足で、網掛けの真ん中の所に農道が通っておるのです、申請地の奥に農地があるのですが、この農道の上のもパネルを設置する計画なのですが、奥の農地の行く道が無くなる訳ですが、これに関しては、行政書士TR氏が建設課の方に付け替え申請をしてあるということで、奥の農地に行く道路は確保されます。
18番委員	わかりました。
議 長	他に質問はありませんか (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 14番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請7件のうち、許可及び諮問7件が決定しました。</p>
		<p>————— 議案第6号 —————</p>
議	長	<p>議案第6号 非農地証明願について、提案します。</p> <p>整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>1番委員。</p>
1番委員		<p>議案第6号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る9月16日に、14番委員、17番委員、1番委員3名で共同調査をいたしましたので1番が報告いたします。</p> <p>申請人は、SK株式会社です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字三反田、他1筆で、地目は田、地積は1,874㎡です。</p> <p>状況は、山林でクヌ木です。</p> <p>転用年月日は、平成3年4月1日ごろです。</p> <p>申請地の状況は、東は駐車場、西は水田、南山林、北は道路です。</p> <p>国道268号線よりJAプロパンガスセンター東へ約1,500mです。</p> <p>農地法を知らずクヌ木を植えられたそうで、農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると判断をいたしました。</p> <p>3名の調査委員で協議した結果、許可相当判断しました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議	長	<p>1番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p>

		<p>1 番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手、 よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。 16番委員。</p>
16番委員		<p>議案第6号 非農地証明願のうち整理番号2番について、去る9月16日に、4番委員、会長、私16番委員で調査をいたしましたので16番が報告いたします。</p> <p>申請人は、出水市高尾野町上水流にお住まいのYM氏です。 土地の所在地は、伊佐市大口宮人字笹原、地目は田、現況は宅地、他6筆、総面積は5,959であります。 宅地以外を除けば周りは全て山林化しております。 非農地となった時期、理由としまして、先代がこの土地に購入して牛舎とかを建築し牛を飼育していましたが、廃業し現在に至るとの事で、昭和50年2月ごろ農地性は喪失していますので、非農地証明願を申請されました。</p> <p>申請地の位置は、JAの崎山支所より東に約1キロ位の位置で、宅地3筆は南側道路、北、東、西は山林、残り4筆は東西南北全て山に囲まれており農地への復旧は困難であると3名の調査委員で、協議し判断をいたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。</p>
議	長	<p>16番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
18番委員		はい
議	長	18番委員
18番委員		宅地の中には自分が住んでいた宅地が、あつたのじゃないですか、そこは如何なっているのですか。

議 長	16番委員
16番委員	先代がそこで畜産を営むために小さな住宅建てられたわけですが、今はなくなられて住んで居られませんが、現在山野のI畜産の方に一時貸してその借り人が使用している状況であります。
議 長	他に質問はありませんか (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りします。 16番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手、 よって整理番号2番は、非農地証明が決定しました。
議 長	議案第6号 非農地証明願は、2件申請のうち、2件の証明許可が決定しました。
議 長	その他、事務局月例報告をお願いします。
事 務 局	月例報告です。 最後のページになります。 9月分の月例報告です。 16日を中心に現地調査をやって頂きました。 本日18日が、第6回目の農業委員会の総会でございます。 26日が、9月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。 10月の行事予定ですが、15日を中心に現地調査をお願いします。 20日が、第7回目の農業委員会の総会になります。 24日が、10月の定例常任議員会議になります。 以上です。
議 長	農業委員会改革の意見が出でいたのですが、我々が陳情した通り不明な点が多いと、要望した通りはっきりしたことを国会議員に要求していくと決定しています。 ここで問題になっているのは、農地利用適正化推進委員の役目と農業

委員の役目というのが、どこで線が引けるのかと言うような事をはっきりしないといかんと成っていました。

それと農業委員の数ですね、簡単に半数するとかと言うことが本当に良いのか、やはり農地の面積とかで決めて行かないと、仕事はできないのではないかと意見等が出ていました。

来年度の国会で検討されて決まったらどうにも成らないので、その前に要求して行くと今進んでいます。

事務局 長

これで、平成26年度第6回農業委員会総会を終ります。  
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時10分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 **会 長**

伊佐市農業委員 **14番委員**

伊佐市農業委員 **16番委員**